

一般社団法人日本キャリアデザイン学会代議員選出規約

(総則)

第1条 本規約は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第14条第2項に定める代議員の選出に関し、必要な事項を定める。

(選出の方法)

第2条 代議員の選出は、正会員の投票による選挙によって行う。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙は、役員予定者等選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という）が管理する。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員3名以上5名以内で構成し、うち1名を役員予定者等選挙管理委員長とする。

3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。

第4条 理事会は、原則として現代議員任期が終了する社員総会の半年前までに、役員予定者選出規約第7条第2項に定める役員予定者の被選挙権を有する正会員の中から、選挙管理委員を委嘱する。

2 選挙管理委員の任期は、現代議員の任期が終了する半年前から開始され、代議員選挙後に行われる社員総会の終了とともに終了する。

3 選挙管理委員は、役員候補者、役員推薦人及び代議員候補者になることはできない。

(選挙実施時期)

第5条 代議員選挙は、現代議員任期が終了する社員総会の3か月前までに、本学会会員向けホームページにて公示を行い、同2か月前までに投票を開始し、同1か月前までに投票及び開票を終了する。

2 代議員選挙は、役員予定者選挙と同時期に行う。

(選挙権・被選挙権)

第6条 代議員選挙において、選挙権・被選挙権を有する会員は、選挙年度の代議員選挙公示の1か月前時点において、連続して2年間以上在籍し、会費の全額を納入済の正会員とする。

(代議員候補者)

第7条 選挙管理委員は、代議員候補者を、選挙公示の1か月前時点において連続して2年間以上在籍し、会費の全額を納入済の正会員から、無作為抽出によって選出する。ただし、現代議員、役員候補者、選挙管理委員については、無作為抽出の対象としない。

2 代議員候補者数は、80名以上100名以下とする。

3 選挙管理委員長は、代議員候補者となった者に対し、候補者となる旨通知し、了承を得る。了承の得られない候補者のあったことにより、候補者数が80名を下回った場合は、本条第1項に定める基準に基づき、候補者の補充を行う。

4 代議員候補者の名前を列挙するときには五十音別に配列記載する。

(選挙の方法)

第8条 代議員の選挙は、第7条で選出された候補者の信任投票によって行う。

2 選挙権を有する正会員は、1回の代議員選挙に際し、1回まで投票することができる。

3 投票は、選挙管理委員長が指定する期日までに行う。

4 投票は、電子投票により行う。

5 投票は、無記名とする。

(開票と代議員の決定)

第9条 選挙管理委員会は、前条による投票結果を開票・整理・保管する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- 一 第8条第2項に定める投票回数の上限を越えてなされた投票
- 二 第8条第3項に定める指定の期日を越えてなされた投票
- 三 その他正規の手段によらない投票

第11条 投票に疑義のある場合は、選挙管理委員会が判定する。

第12条 信任の票数が有効投票数の過半数の候補者を代議員に選出されたものとする。

第13条 選挙管理委員長は、代議員に選任された者に遅滞なく連絡する。

(会員への報告)

第14条 選挙管理委員会は、選挙結果を速やかに本学会会員向けホームページにて会員に報告しなければならない。

(改定)

第15条

本規約の改定は、理事会の決議によって行う。

(付則)

- 1 本法人設立後初回の代議員選出は、本規約第5条、第7条、第8条にかかわらず、定款の定めに従い、これを行うこととする。
- 2 第6条第1項に定める在籍期間には、一般社団法人化前の日本キャリアデザイン学会における在籍期間を含む。
- 3 本規約は2019年8月10日より施行する。